

水銀汚染防止法の施行状況と 動向について

令和5年2月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

水銀に関する水俣条約第4回締約国会議

- 2021年11月1日～5日に、「水銀に関する水俣条約第4回締約国会議第一部（COP4.1）」をオンラインで開催。2022年の予算及び作業計画について採択。
- 2022年3月21日～25日に、「水銀に関する水俣条約第4回締約国会議第二部（COP4.2）」をインドネシアで開催。条約の有効性評価の枠組みや水銀添加製品の規制の見直し等について議論を行い、2025年末までに電球形蛍光灯等の製造及び輸出入を廃止することに合意。
- COP4.2における水銀添加製品追加の決議を踏まえ、**今後、国内法令を改正予定。各製品の製造及び輸出入の実態、代替状況等を踏まえ、一部製品については施行日の前倒しも検討中。**
- 2023年10月30日～11月3日にCOP5を開催予定であり、電池・ランプ等の水銀添加製品の段階的廃止に向けて議論予定。

水銀添加製品（規制対象品目）の追加

8種類の水銀添加製品について、2025年末までに製造及び輸出入を廃止。
各製品は、日本では水銀使用製品の削減が進んでおり、大きな影響はない見込み。

- ①電球形蛍光灯ランプ
- ②電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプ
- ③脈波計として使用されるひずみゲージ（※）
- ④溶融圧カトランスデューサ等
- ⑤真空ポンプ（※）
- ⑥タイヤバルンサー等（※）
- ⑦写真フィルム及び印画紙（※）
- ⑧人工衛星及び宇宙機に用いる推進剤（※）



①電球形蛍光灯ランプ



④溶融圧カトランスデューサ

※施行日を2024年末とすることを検討中。

水銀汚染防止法に関する施行状況点検

- 「水銀に関する水俣条約」の国内担保法として、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（2017年8月施行。以下、水銀汚染防止法という。）を制定。
- 水銀汚染防止法附則第8条において、**施行後5年を経過した際に、施行状況について検討を行う**こととしており、2022年8月に施行後5年を経過することから、2022年9月～2023年3月（予定）に環境省及び経済産業省で「**水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会**」を開催（計3回）。

検討会での主な議論事項

- 水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源管理
水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の報告件数、少量管理者の報告負担軽減が課題であること等について説明。
- 水銀使用製品の表示・情報提供
自治体による水銀含有表示の活用状況等について説明。
- 水銀使用製品の流通実態調査
試買調査により水銀が検出された製品について、輸入者へのヒアリング含め、調査結果について説明。
- 水銀添加製品の追加
COP4における水銀添加製品追加の決議を受け、国内法令を改正予定であることについて説明。
- 水銀廃棄物の閾値変更
COP5において水銀廃棄物の閾値の変更について議論予定であり、関連業界への調査結果について説明予定。

參考資料

(参考) 水銀汚染防止法の概要

- 「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）を制定し、特定水銀使用製品の製造及び輸出入の規制、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理など、所要の措置を講じている。

水銀に関する水俣条約

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

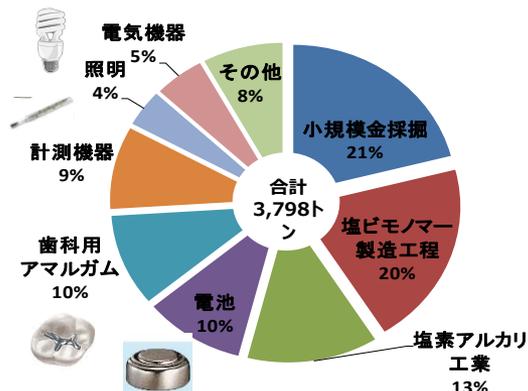
我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要（条約発効日：2017年8月16日）

水銀汚染防止法

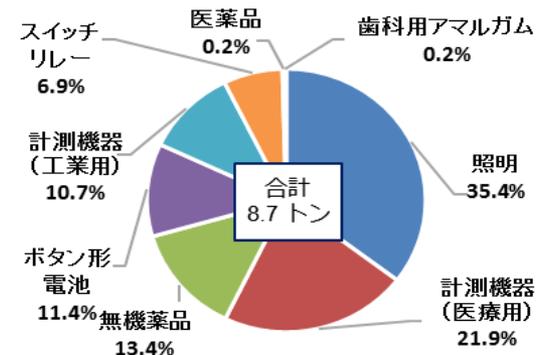
- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。

<世界の水銀需要>



出典：UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

<日本の水銀需要>



(出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度ベース、2016年度更新）)

(参考) 水銀に関する水俣条約と国内担保法

